

全期間金利固定型住宅ローン「さのしんフラット35」
商品概要説明書

1. 商品名	さのしんフラット35
2. ご利用 いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・お申込時の年齢が70歳未満であること ・安定した収入のある方 ・日本国籍の方または永住許可などを受けている外国人の方 ・フラット35とその他お借入れを合わせたすべてのお借入の年間返済額が、年収に対して次の基準割合を満たしている方 ・年収400万円未満、基準30%未満 ・年収400万円以上、基準35%以下
3. お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ・申込ご本人または親族がお住まいになるための、住宅の建設資金または購入資金（注1）
4. 融資対象となる住宅	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の種類が、一戸建て住宅、連続建て住宅、重ね建て住宅（注2）の場合：50㎡以上 ・住宅の耐久性などについて独立行政法人住宅金融支援機構が定めた技術基準に適合する住宅 ・物件価格上限は一戸当たりの住宅建設費（土地費融資がある場合は、土地の取得費を含む。）または住宅購入価額が1億円以下であること。（注）消費税相当額を含む <p>【新築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借入申込前に居住の用に供したことの無い住宅で、借入申込日から起算して2年前の日以後に竣工した住宅 <p>【中古】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借入申込日において築後年数が2年を超えている住宅または既に人が住んだことがある住宅（ただし、建築確認日が昭和56年5月31日以前の場合（注3）は、機構の定める耐震評価基準等に適合していることが必要です。
5. ご融資金額	<ul style="list-style-type: none"> ・100万円以上1億2,000万円以内（1万円単位）で、建設費または購入価額の100%以内
6. ご融資期間	<p>次のいずれか短い方であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①15年以上35年以内（1年単位） （ただし、申込ご本人の年齢が60歳以上の場合は10年以上35年以内） ・②完済時の年齢が80歳となるまでの年数
7. ご融資金利	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利 ※A方式とB方式の選択が可能です ※金利につきましては「各種金利・手数料」ページに最新金利を掲載しております
8. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・元利均等返済毎月払いまたは元金均等返済毎月払い ・6ヶ月毎のボーナス払い（ご融資金額の40%以内）も併用できます
9. 担保	<ul style="list-style-type: none"> ・ご融資対象となる住宅及びその敷地に、独立行政法人住宅金融支援機構を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定していただきます
10. 保証人	<ul style="list-style-type: none"> ・必要ありません
11. 団体信用生命保険	<ul style="list-style-type: none"> ・団体信用生命保険の利用が可能です。万一に備え、ご家族のために是非ご加入を検討ください

12. 火災保険	<ul style="list-style-type: none"> ・ご融資対象となる住宅に火災保険をおつけいただきます ・なお、敷地に抵当権を設定できない場合は、その火災保険金請求権に、独立行政法人住宅金融支援機構を質権者とする第1順位の質権を設定していただきます
13. 保証料・繰上償還手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・必要ありません
14. 融資手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・A方式金利をご利用の場合：33,000円（消費税込） ・B方式金利をご利用の場合：融資額×2.2%（消費税込）
15. 諸費用	<ul style="list-style-type: none"> ・上記手数料のほかに、物件検査の手数料を、適合証明機関にお支払いいただきます。手数料は、適合証明機関によって異なります（注4）

2014年2月24日現在

（注1）リフォームのための資金や、ローンのお借換えにはご利用いただけません。

（注2）連続建て住宅：共同建て（2戸以上の住宅が廊下、階段、広間等を共有する建て方のこと）以外の建て方で、2戸以上の住宅を横に連結する建て方のこと。

重ね建て住宅：共同建て以外の建て方で、2戸以上の住宅を上重ねる建て方のこと。建て方について詳しくは適合証明機関（検査機関または機構住宅調査技術者（中古住宅のみ））にお問合せください。

（注3）建築確認日が確認できない場合は、新築年月日（表示登記における新築時期）が昭和58年3月31日以前の場合。

（注4）建築確認申請同時申込の有無・建築場所等により、手数料額には大きな金額の幅がございます（新築の場合：平均2万円～最大12万円）。

※金融機関の審査またはローン買い取りを予定している機構の審査の結果によっては、ローンご利用のご希望に添えない場合がございますのでご了承下さい。

（注5）お取り扱い地域： 栃木県 佐野市、足利市、栃木市（旧都賀町、西方町は除く）、小山市、野木町
群馬県 館林市、邑楽郡板倉町